

## 広報ごぼう有料広告取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、御坊市有料広告掲載要綱に基づき市が発行する広報ごぼうに掲載する有料広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格)

第2条 広告の寸法等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 1区画 (縦46ミリメートル、横85ミリメートル)
- (2) 2区画 (縦46ミリメートル、横180ミリメートル)
- (3) 4区画 (縦97ミリメートル、横180ミリメートル)

(広告の掲載位置等)

第3条 広告の掲載場所は、表紙を除いたページで、位置は企画課で決定する。

2 広告の掲載数は、最大6区画とする。

(広告の掲載期間)

第4条 広告の掲載は、1か月を単位とし、掲載期間の終期は、掲載開始日の属する年度の末日までとする。

(広告掲載料)

第5条 広告掲載料は、広告の掲載1回につき次に掲げるとおりとする。

- (1) 1区画 10,000円
- (2) 2区画 20,000円
- (3) 4区画 32,000円

2 掲載期間のうち4月以上掲載する場合は、広告掲載料を20パーセント引き引くものとし、6月以上掲載する場合は、広告掲載料を30パーセント引き引くものとする。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

## 御坊市ホームページ有料広告取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、御坊市有料広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に基づき市のホームページに掲載する有料広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告の内容等)

第2条 広告は、広告主の指定するホームページにリンクするバナー広告とし、広告主の事業内容、広告及びリンク先のホームページの掲載内容は、要綱第2条の規定に準ずるものとする。

2 広告の規格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 縦60ピクセル×横150ピクセル
- (2) 20Kバイト以内
- (3) GIF形式
- (4) アニメーションは、可とする。ただし、画面の大部分の領域が切り替わるもの又は画面が点滅するものは、切替え又は点滅の間隔を2秒以上確保すること。

3 次に掲げる表現は、禁止する。

- (1) 「閉じる」、「はい」、「いいえ」、「キャンセル」等の操作手順を模した表現
- (2) アラートマーク、テキストボックス又はプルダウンメニューを模した表現
- (3) 市の実施する事業名に類似した表現
- (4) 前3号に掲げるもののほか、利用者の意思に反した動きをする表現又は利用者に誤解を与え、若しくは誤解を与えるおそれのある表現

(広告の掲載位置等)

第3条 広告の掲載場所は、市のホームページのトップページとし、当該トップページ内での掲載位置は、企画課で決定する。

2 広告の枠数は、最大5枠とする。

(広告の掲載期間等)

第4条 広告の掲載は、1か月を単位とし、掲載期間の終期は、掲載開始日の属する年度の末日までとする。

2 広告掲載期間内に、機器の保守作業等によりホームページを閉鎖した場合であっても、掲載期間の延長等は、行わないものとする。

(広告掲載料)

第5条 広告掲載料は、1回1広告当たり10,000円とする。ただし、連続して6か月以上申し込む場合は、広告掲載料を30%割引くものとする。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。